

を受けられずに困っている障害者」であった。

- ・ 罪を犯した背景には、本人の責任だけでない「貧困」、「生活苦」、「ネグレクト」などがあつた。
- ・ 生育歴をたどり、本人の力や強さを信じことが大切である。人はいつからでも変わる。
- ・ 本人の周りに温かい人間関係、仕事や役割、「自分はここにいてもいいんだ」と思える居心地のいい場所をつくることを支援の基本とすること。

(定着支援センター長 岸恵子「地域を失った人が地域に戻るための支援」より転載一部要約)

### ③ 社会福祉法人佑啓会ふる里学舎－知的障害者施設における多数受入と支援システム

社会福祉法人佑啓会ふる里学舎（千葉県市原市）  
施設長 里見吉英、

社会福祉法人佑啓会は、平成5年千葉県市原市今富において知的障害者入所施設「ふる里学舎」を開設し、日中活動事業・就労支援事業・短期入所、指定相談事業、市原市委託事業の生活サポート等、地域活動支援センター等の地域生活支援事業を拡大し、総合支援施設として発展してきた。市内外、東京都各所にも地域に密着した障害者福祉サービス事業を行っている。

社会福祉法人佑啓会において、触法知的障害者の支援を所管しているのはふる里学舎地域生活支援センターである。ふる里学舎地域生活支援センターが行う障害者の就労支援や企業への障害者雇用支援事業は、ジョブコーチ支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者雇用アドバイザー(企業支援員)事業、障害者法定雇用率未達成企業支援事業がある。さらに、佑啓会の相談支援事業では、登録約500家族の地域サポートを行っている。ふる里学舎地域生活支援センターが行うこれらの障害者就労支援事業者や企業への雇用に関する支援や障害者雇用の開拓によって築いた実績と支援ネットワークが法人の多様な生活、就労、地域居住の支援事業と相まって、触法知的障害者の多様なニーズに大きな効果をもたらしている。

こうした包容力とネットワーク力が、多数の触法知的障害者を受け入れ、短期間に就労と地域生活への移行を実現している。地域のニーズに応え、ナチュラルな地域サポートと地域連携の確立が特徴である

受入・支援の特徴は、利用者の意思尊重と地域のニーズに応える姿勢や方針、ナチュラルな地域サポート、地域連携による支援の確立、が特徴である。

#### a. 多数受け入れにおける対応と方針

22年度本調査のふる里学舎における触法知的障害者数は6名であった。23年度訪問調査(12月)では法人全体では12名の支援をしている。この多数の受け入れは、法人の設立時からの理念である地域のさまざまな社会的自立困難者の支援が社会福祉法人の役割機能である、と謳っている。千葉県知的障害者福祉協会が、千葉県地域生活定着支援センターの受託と支援体制を確立するために設けた「特定非営利活動法人生活サポート千葉」理事長には、千葉県知的障害者福祉協会副会長であり社会福祉法人佑啓会理事長・ふる里学舎施設長が就任している。

#### b. 本人の意思による利用の確認とミスマッチングの防止

入所の受け入れに当たって、ミスマッチングを防止し、適正な受け入れによって効果的に支援の成果が得られるために、利用契約における本人の意思確認を重視している。福祉サービス利用を理解し、本人の意思に基づき利用することの確認を徹底する。少年院・刑務所、保護観察所の司法関係者、援護の実施者である市町村、地域定着支援センターが共に受入段階から協働した取り組みとケア会議等を十分に実施している。

#### (ア)十分な受入協議と連携における協働行動

援護の実施者である市町村をはじめ、保護観察所、少年院・刑務所等司法関係者の十分な受入協議と協働行動を前提に、一方的な依頼や事務的な受け入れ手続きではなく、本人の理解と意思確認にもとづく基本的信頼関係の形成に配慮し、関係者が一丸となって受け入れと支援をしている。

#### (イ)刑務所等における面会とケア会議

刑務所等における面会は、本人の理解と意思が確認ができ、アセスメントが可能な必要な回数を確保し、ケア会議関係者が同行して、情報を共有して対応している。

#### (ウ)依頼の協議や準備期間

刑務所等入所中に、福祉的支援に必要な障害者手帳の取得や障害程度区分認定、生活保護、医療等の円滑な手続きを確保し、受け入れの検討のために協議や準備期間をきちんと確保している。

#### (エ)施設見学の実施

少年院在院者には施設見学を実施し、福祉的支援の実際を知り、利用と契約の判断ができるようにしている。

#### (オ) 短期入所3か月の体験入所

利用にあたっては、体験期間として短期入所3か月において、体験者のしたいことを受けとめて、安心と希望をもち自主的な判断ができる実体験をもとに意思決定をしてもらう。ミスマッチングによる無断退所はない。

(カ) 触法知的障害者の受入に関するコーディネイトと支援の統括は、ふる里学舎地域生活支援センターが担っている。触法知的障害者の受入から退所、地域ケアに至る関係機関の調整を図り、アセスメントや法人支援施設の調整やコーディネイトを行う。生活と就労の両面から自立支援の進展に応じて調整し、フォローアップしている。地域生活支援センターは地域における専門的支援事業とネットワーク力を活かし、地域生活支援を推進している。

#### (キ) 利用者の地域における自立の強力な推進と実績の力

佐啓会の障害者支援の特徴は、オーソドックスで、ナチュラルな地域自立支援の推進と実績の力にある。23年の11月と12月において、法人では12名が就労自立している。利用者にとってこの実績は、これからの新しい生き方のモデルとして、自己肯定的な期待、目標、励みに直結する。多くの地域就労生活者の存在と活躍の広がりには地域の理解と生活・就労支援ネットワークを進展させ、利用者は地域生活において自覚的な意識を育む。

#### (ク) 当事者（ピアサポーター）の力

グループホーム等で生活する受刑経験のある地域生活者の存在は、新規触法知的障害者にとって自立のモデルとして、またピアサポーターとしての役割は大きい。自立生活と新しい生き方に向かっの拠り所になり、ピアサポーター自身も再び罪を犯さない自律性への強い意識をもたらす。地域に開かれた支援と多数の地域生活ピアサポーターの力が、安心と目標のある生活の励みを生み出している。

#### c. 押しつけをしない本人の希望を受けとめる支援

触法知的障害者支援の基本的方針は、承認と受容を基本に、押しつけをしない本人の意思にもとづく支援に徹している。安心や自尊心の向上、作業・地域活動参加による自己有用性の確認、説教ではなく成功体験の拡大による社会的行動の助長を支援する。そのために本人の好みや適性に応じた選択ができるように、法人全体の多種の事業から柔軟に配属を決め、ステップアップしていく。これにより支援のミスマッチングを防止している。

また、地域における活動や地域行事の参加、地域の清掃ボランティア活動などを積極的に行い、地域交流と地域のために役立つ体験によって地域への帰属意識や責任

ある行動を育成している。これらの活動の後にはカラオケや慰労の会などがあり、楽しみと自発性の高場につながる場が用意されている。

#### d. 考察

佐啓会ふる里学舎のモデル的支援システムの特徴は、メリハリが利いたオーソドックスなナチュラルサポートであり、一般の知的障害者福祉施設において、汎用可能な支援内容である。意思が尊重され認め受容され、自己の力と良さに気付かされる体験を活かし、不満・怒り・悲しみ・歪みを癒やし、新しい生き方や生活の可能性を試みていく支援にある。その核心は利用者の意思に依拠した自己実現の未来指向型地域支援にある。またその基盤は地域のネットワークであり、個々に応じた具体的展開をデザインするコーディネイト力である。

(ア) 明確な方針と支援体制の確立によって多数の支援実績をあげている。(イ) 支援は、押しつけない支援、利用者の希望を実現する支援に徹し、自発的で自己肯定的な生活、就労を導き、地域における社会的自立による自己実現を支援している。(ウ) 地域における生活支援を明確に指向し、就労自立と施設入所からケアホームへの目的指向的な支援である。(エ) 受け入れにおける意思の確認の仕組みと司法・福祉関係者の協働の取り組みが確立し役割機能分担の連携システムができています。(オ) 地域ケアにおけるピアサポートの力が発揮され、自立モデルと当事者サポートの強みを発揮している。(カ) 総評するなら、自己実現を支援するナチュラルサポートである。

#### ④ 兵庫県における知的障害者福祉協会を基盤にした10圏域の支援システム

##### a. 兵庫県地域生活定着支援センターと10圏域受入協力事業所指定事業の支援体制

兵庫県地域生活定着支援センターは、平成22年7月1日開設され、運営主体（社福）みつま福祉会が受託運営している。

兵庫県地域生活定着支援センターの設置における経過と運営体制の特徴について、以下に述べる。

①兵庫県は、29市12町、人口5,593,818人において、北海道に次いで全国で2番目に刑務所等の行刑施設が多い県である。1県1地域生活定着支援センターの設置では、不十分であり、独自のシステムが構築された。地域生活定着支援センターの開設と地域支援体制を整備するための調査研究事業（平成21年と22年の2カ年、兵庫県触法障害者地域移行支援事業）を、兵庫県知的障害者福祉協会に委託した。

兵庫県知的障害者福祉協会は、受託の兵庫県触法障害

者地域移行支援事業における調査研究委員会「触法障害者の地域移行及び自立生活支援に関する検討会」を設置し、県内の相談支援事業所と兵庫県知的障害者福祉協会会員施設168カ所の実態調査を行い、「提言」を行った。平成23年度には地域生活定着支援センターのあり方と地域支援システムについて報告書をまとめ、兵庫県における支援プログラム「福祉的支援を必要とする矯正施設退所者の地域生活移行支援プログラム～知的障害者の権利擁護と自立支援として～」を発刊した。

②県は、検討会の提言、報告書をふまえ、平成22年7月兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」を、(社福)みつみ福祉会に事業委託し、「兵庫県地域生活定着支援センター運営推進協議会」を設置した。

③兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」は、みつみ福祉会が受託しているが、元県障害福祉担当者、県内で触法触法障害者支援に実績のある(社福)上野丘さつき会(兵庫県神戸市中央区花隈町)職員1名の出向による連携協力体制を敷いて、受け入れ調整、支援プログラム、連携支援体制の強化を図っている。

【兵庫県地域生活定着支援センター運営推進協議会の概要】

(1) 事業の目的

関係機関の支援・連携の強化促進を図り、兵庫県地域生活定着支援センターが行う事業を効果的に運営する。

24機関・福祉事業所・団体及び県4所管関係課で構成されている。

(2) 事業の内容

兵庫県地域生活定着支援センターの事業計画、事業運営状況の課題、矯正施設、更生保護施設、福祉、労働、医療等との連携、国への要望、特別な処遇困難事例が生じた場合の解決策等、普及啓発に関すること

④さらに、県は平成23年度4月には、兵庫県知的障害者福祉協会等と機能的な地域システムを構築するために、10圏域の指定「触法障害者受入協力推進事業所」を県単事業によって公募し設置した。

本事業は、障害者支援施設に対する受け入れの支援と訓練等終了後にグループホーム又ケアホームで受け入れるための支援事業である。兵庫県地域生活定着支援センターを補うための圏域地域生活定着支援センターである。

b. 兵庫県地域生活定着支援センター運営推進協議会の概要[触法障害者受入協力推進事業所の概要]

1 触法障害者地域移行支援事業 10 圏域に、各 1 カ所の触法障害者受入協力推進事業所を公募により指定する。

【10 圏域の触法障害者受入協力推進事業所の目的】

矯正施設から退所する障害者が、退所後ただちに福祉サービスを受けるなど、地域で生活していけるよう、施設等の受入れ体制の整備支援、地域生活へ移行する際の調整及び事業者・住民等に対する研修の実施等の支援を行い、社会復帰及び地域での生活を支援する。

【主な事業内容】

施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保、先進地視察や勉強会等の開催、矯正施設との調整、退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援、移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整、移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催等

c. 支援の状況と連携の課題

平成22年7月兵庫県地域生活定着支援センター「ウィズ」の開設と平成23年度事業開始になった県内10圏域触法障害者受入協力推進事業所の状況について、事業開始し、日が経っていないため、実績的評価や課題の検討は今後の課題となる。問題は地域生活定着支援センターの調整の受け皿をカバーする体制が10圏域に備わり、システムの整備はできあがり、実際の実行とシステム運営が順調に発展することが望まれる。その事業の構想は、兵庫県知的障害者福祉協会が行った「触法障害者の地域移行及び自立生活支援に関する検討会」の報告書にある。今後の事業展開を注視し検証が行われる。

⑤ 大阪府における全府的触法障害者支援ネットワークの形成と府立社会関係障がい支援センター

a. 大阪地域生活定着支援センター

受託法人：社会福祉法人「大阪府総合福祉協会」（大阪市）平成10年7月設置

大阪地域生活定着支援センターの設置と府内ネットワークによる準備

大阪地域生活定着支援センターの受託法人社会福祉法人「大阪府総合福祉協会」（大阪市）は、矯正施設退所者に対する支援の実績を有し、大阪地域生活定着支援セ

センターの設置を見越して平成9年4月設立された「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した人々の自立支援おおさかネットワーク」(「よりそいネットおおさか」)の中心的実践団体として事務局を担っている。また、センタースタッフには、西成・あいりん地区のホームレスの支援に経験がある職員の配置が行われている。府下の幅広い各種団体や福祉サービス提供施設等とのネットワークを活用する支援体制が確保されている。ネットワークによる支援体制と豊富な矯正施設退所者に対する支援の実績によって、開設の平成22年7月設置から平成23年11月までに280件を支援している。短期間に非常に多くの支援を行っている。

#### b. 触法知的障害者支援特化型施設 大阪府砂川厚生福祉センター 社会関係障がい支援つばさ

大阪府砂川厚生福祉センターつばさは、平成21年4月府立施設の再編に伴って触法等の社会関係障がい者支援に特化したモデル的支援とセンター的専門機能によって、全国的に注目されている。

同時に、つばさの役割機能により府内の知的障害者施設等との機能分担によるシステムが形成され、さらに平成22年7月設置、大阪地域生活定着支援センターの触法障害者の支援体制にもリンクしている。

#### ◆大阪府砂川厚生福祉センター自立支援第二課社会関係障害支援つばさ

##### 【事業】平成21年4月開所

入所支援と多機能2事業(生活訓練、就労移行)、短期入所の4事業によるプログラムの総合化を図っている。施設入所支援30名、多機能事業：生活訓練20名(プログラム前期)・就労移行支援20名(プログラム後期)、短期入所併設型1名。(入所前におけるアセスメント・体験入所実施)

##### 【特徴と実績】

#### ① 大阪府砂川厚生福祉センターつばさの役割機能とシステムにおける意義

府立施設の再編整備計画における社会関係障がい者支援に特化した有期限支援の先導的専門施設である。例えば、児童自立支援施設の成人知的障害者版自立支援施設といえる。

障害者施設における新たな制度的類型(モデル)の実験施設になり得る。また府におけるセンター的福祉施設機能を担っている点において、モデル的・センター的専門施設と一般知的障害者施設の機能的連携システム構築に関する県における政策的支援体制モデルのひとつとし

て注目できる。

社会関係障がい者支援専門機能は、アセスメントと個別支援計画の作成、福祉的支援と反社会的行動への認知行動療法等によるプログラム(特別支援)の実施と研究開発、支援のマニュアル化、技術講習等による養成・研修の提供、関係者や支援事業者等への技術支援や相談支援機能である。

#### ② 社会関係障がい支援の実績

平成21年4月から平成23年12月の2年6か月の期間に47名が入所し27人が退所した。年約10人の退所である。無断退所や退所後も触法行為や再犯はない。府内の社会的関係障がい者、援護の実施者市町村・府行政、障害福祉事業所、刑事司法機関、地域生活定着支援センターとの連携システムが形成されている。

③入所支援と多機能2事業(生活介護・就労移行)、短期入所の4事業による生活支援、就労支援と、専門プログラム特別支援の総合化を図っている。プログラムはグループ指導と個別指導の結合により実施している。

④入所障害程度区分は、政策的パイロット特化型事業として、中軽度社会関係障がい者を選考し有期限支援による地域自立及び障害自立支援法事業所への移行を図っている。

⑤退所準備支援における関係者のケア会議と退所支援体制準備の連携、退所後の訪問やコンサルテーションによる継続支援を実施している。特に援護の実施者である市町村との取り組みが協議の基本になっている。

⑥つばさは有期限通過施設機能を発揮するために、退所後の支援プログラムの共有や支援計画のコンサルテーション等による継続的フォローアップを実施している。

⑦関係職員の犯罪問題別支援プログラム等の普及講習や研修等を開催している。

⑧触法行為に対する専門的プログラムの導入と日常に適用可能なプログラム改善の研究、支援技術の適用における専門的スーパービジョンと学際的連携を実施している。

#### ⑨つばさにおける社会関係障がい者の実態

入退所の状況は、入所47名(男43、女4)、退所27名(男25、女2)である。

住居について、入所47名、退所27名について、刑務所(1,0)、少年院(3,0)CH・GH(3,19)福祉施設(24,4)、単身マンション(1,1)、家族同居自宅(7,0)、その他(8,3)、である。(内の数字は入所前人数、退所先人数、その他は入所前：入院7、ホームレス3、退所先：つばさ短期入所、高専賃1、社員寮1)

就労・退所先について、一般就労(4,2)、福祉的就労

(34,25)、行刑施設(1,0)、学校(1,0)、病院(7,0)である。福祉的就労が入所前34名、退所先25名と大半を占め、一般就労は入所前が4名、退所先では2名に下がっている。入所前に病院入院が7名と多い。

障害の状況における障害程度区分は、区分5が2名4.3%、区分4が22名47.8%、区分3が17名40%、区分2が5名11%、である。

罪名では、猥褻・強姦等の性犯罪が16名34%、暴行・傷害14名30%の2つが突出し、知的障害者の主要な犯罪傾向である窃盗・無銭飲食等が10名21%と低い。違法薬物、虞犯は各々3名6.4%、放火1名である。

障害者手帳では、療育手帳が全員の47名で、A14名30%、B33名70%である。重度が3割入所している。精神障害は5名11.6%、身体障害者は3名6.3%である。

主な障害名の状況は、知的障がい47名100%、未診断の発達障害の疑いが10名21.3%、同じく自閉症群の広汎性発達障害3名6.3%である。発達障害に該当する人数は13名27.6%であり1/4を超える。統合失調症4名8.5%である。その他で行為障害、反応性愛着障害、高次脳機能障害が各1名である。

#### c. 考察

①大阪府では、民間主導のネットワーク組織「よりそいネットおおさか」の結成と活動により大阪地域生活定着支援センター設置の準備が行われた。大阪地域生活定着支援センターが設置後は、地域生活定着支援センターは特別調整ケース、一般調整ケースはよりそいネットおおさかが支援している。一方、府立知的障害者施設の再編に伴い特化型社会的関係障がい者支援施設が設置さ

れ、再犯リスクがある刑余者や福祉施設支援において支援が困難な利用者等の支援に特化した新たな専門施設が設置され、自立と再犯防止の支援プログラムの実践開発が行われてきた。先導的な実践や調査研究を経て府の施策方針として、事業化しシステムが形成されている。

#### ②触法障害者の支援の問題と課題

大阪府地域生活定着支援センターの支援の資料によると、2010年7月開所前の準備期間中の支援件数66件(特別調整12件)であった。開所後の支援件数73件(特別調整17件)において、高齢5、障害40件、高齢障害12件、不明16件。男性66件、女性7件、の内訳である。

大阪府の支援において、ホームレスのなかに刑余者が少なくなく、30代青年が多い、依存症や未診断・未治療の精神障害者が多い、発達障害にパーソナリティ障害が合併している場合がみられる、生活保護受給しても再犯する者がいる等の課題がある。周囲の偏見・知識不足による地域からの孤立、福祉施設の受け入れの拒否、虐待・DVや貧困ビジネスの被害者として、被害と加害が複雑に絡み合った状況にあり、適切な理解や支援が足りない状況である。また制度の不作為に関する事項では、縦割りの対応により必要な支援が得られない、窮余の生活保護が受けられない等の市町村の実施責任の問題がある。さらに本人の課題とミスマッチについて、寄り添った支援が必要な障害者・高齢者に、制度ありきの支援、個人情報による情報共有の困難、刑務所等における面接の困難等によって、支援する上での不備や連携の条件が整っていない等が指摘されている。

## 触法行為のある知的障がい者を地域で支えるための必要条件

### ～臨床の場からの提言～

大阪府立砂川厚生福祉センター

つばさ 課長 脇田 康夫

#### 1 再犯リスクのある知的障がい者を取り巻く環境―臨床現場から見た

大阪府立砂川厚生福祉センター「つばさ」は平成21年4月1日に「社会関係障がい支援」施設として開設した。施設からグループホーム等の地域移行が主流の中で、触法行為等があるがために地域生活の場の確保が困難な知的障がい者を受け入れ、地域での自立生活の定着に向けた社会的・心理的両面にわたる総合的支援を実施することが基本的なコンセプトである。

09年4月開設以来12年1月31日現在、延べ47名の利用者に対し、27名の退所者があり、社会関係障がい支援の対象に限っては15名の地域移行に発展している。

最初の地域移行者から2年と10ヶ月を超える今現在、再犯による地域生活を中断したケースの報告はない。

社会関係障がい支援の基本コンセプトは、地域における知的障がい（発達障がいや精神障がいの重複する方を含む）のある方に対して罪を犯すリスクのある、あるいは犯した後の地域に生活の場を確保できない方を受け入れ、認知行動療法等の心理教育的アプローチや生活訓練、就労支援等の地域生活の定着に向けた支援である。

ご存知のように、国（厚生労働省）は、法務省と連携し、刑務所を出所する障がい者・高齢者等への支援策として平成21年年7月に都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置する方針を予算化し、都道府県で1か所の設置がほぼ整備されている。当センターは、このような「地域生活定着支援センター」との有機的な連携の下、地域での受け手となる施設としての役割はもとより、触法行為をはじめとする反社会・非社会的問題行動の改善及び軽減を目指すSST（生活技能訓練）やACT（アンダーコントロールトレーニング）等の認知行動療法の実践的臨床施設としての役割を担ってきた。

そこで開設以来、3年が経過する中で触法行為等のある知的障がい者を取り巻く環境や課題の変化を整理し、地域で支えるための必要条件を明確にしたい。

まず、社会資源におけるハード面の「仕組み」においては、コーディネート機関である「地域生活定着支援センター」をはじめ、全国的にも様々な福祉や司法サイドからの実践報告が、一部の研修会や、マスコミ等の報道で様々に紹介されているが、支援の体系化が図れていない。

対象の名称も、「累犯障害者」「犯罪リスクのある知的障がい者」「触法知的障害者」等様ざまである。

主たる共通項目は、①地域で生活の場を確保することが困難であること。②定着支援が困難であること。③再犯のリスクが高いことである。

いずれにせよ、支援方策の体系化と事業化が必要であり、システム化（仕組みづくり）をするにしても複雑多岐にわたるアプローチの課題整理が必要である。

#### 2 ニーズ傾向の分析による真のニーズ（求められる支援）について

地域での定着に必要であり、求められている支援については、司法と福祉において大きく2つの領域がある。まず司法において重視されるのは、「再犯における取り組み」である。そして福祉においては、「定着に向けた支援」が重視される。

ところが、受け手となる対象は「一人の人間」である。しかも、地域社会＝社会内処遇は、環境要因として再

犯リスクが高く、所謂抑止要因が弱まる。

リスクを防ぐ手立てがないのである。罪を償ったものは一般市民であり、経済的、生活的支援のみによって定着支援を図る術がないのが現実である。

各種調査によって、受け入れる側(GH,CH施設)の不安は、今まで関わった経験のない対象に対してどう関わっていいかの不安である。特に性犯に対する支援のとまどいが多い。信頼関係を築くための最初の言葉かけから始まり、日中支援の内容も重要であるが、犯罪に対してどう向き合うかが重要である。

福祉の領域の受け入れは、受け入れれば、リスクの連続性から増加傾向となる対象に対してあまりに無防備な状況といえる。

再犯防止の手立てと責任が、支援側にないのも道理であるが、再犯時の危機介入だけでは、いっこうに受け入れ側の不安と、対象である当事者の不安は減じられず、再犯は結果的に減ることはないだろう。

### 3 福祉領域における司法、医療サポートの必要性

司法における矯正施設で罪を償うが、出所後の再犯率が高い累犯障がい者の支援について、地域での支援においても再犯における取り組みは不可欠であり、治療プログラム等において司法及び医療のサポートが絶対不可欠である。

こういった取り組みが発展するかどうかにおいては、受け手となる地域社会での中心的支えとなる支援者や具体的関わりの内容如何によるものの影響が大きいと思われる。しかし、受け手となる夜間支援や日中支援での治療的側面のサポートが一向にすすんでいないのが実情である。要するに司法、医療のサポートや連携の下で再犯を繰り返さないための司法・医療・福祉的総合支援の体系化が必要不可欠であると思われる。「再犯防止における福祉的（人間的）な治療支援サポートの総合システム化」この一点に尽きるとと思われる。地域で受け入れるまでの司法の裁きに対する弁護やその後の権利擁護の支援については、報告例が紹介されつつあり、また福祉分野では地域での定着に向けた実践例も報告されているが、ほとんどが支援者の熱意や個人的努力の賜物として帰結しているところがあった。参考とすべきこと、それらが般化されることにより、多くの触法行為等のある障がい者が受けることができるような支援方策の確立が重要だと思われ実践してきた。しかし、地域での受け手である施設やグループホームでの支援者としての関わりだけでは、何もできないのである。治療や再犯防止に関するだけでも、まずは、3つの領域のサポートを必要とし、さらに就労や娯楽、スポーツ等の社会参加を含めた生活基盤を支えるサポートが相まって、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の中での支援が、本対象こそ必要である。

さらに、地域での支援を支える条件として、①支援を受ける障がい者と中心的支援者（キーパーソン）の両者をサポートする具体的なプログラム（ソフトⅠ）、②犯罪等の過去の結果だけに捉われるようなリスク診断や心理的判定に陥ることのない人間性【親子関係や、発達（生育暦や将来性）】に着目したアセスメントによる「個別支援計画＝援助技術」（ソフトⅡ）という2つの重要な視点が重要である。そして、これら領域の横断的な、総合的なアセスメントのメジャースケールが確立して、初めて支援は機能するように思われる。

さらに、被害者支援の視点から、性犯などの犯罪においては、司法、医療のほかには被害者を守る代表や被害者自身が地域でのサポートプログラムに意見を反映するシステムも必要であると思われる。

### 4 つばさ3年間の支援のメリット（効果）について

概括すれば、3年前に立てた仮説（\*下記和訳）の実験的実践において、利用後の再犯者が未だ一人もいないということである。

オーストラリアでの「知的障がいのある性犯罪者」（F ランブリック、W グラサー）のプログラムの実践を参考にし、日本版つばさにおいて実践した。

「知的障がいのある性犯罪者の治療や矯正が不可能であるという迷信が真剣に問われるようになったのはここ数年のことだ。最近のこの分野におけるアセスメント及び治療方法では、これらの犯罪者には自分たちの行為に責任を持つ能力があり、適切に改善された手法を使うことにより治療が可能だとしている。最初はアセスメントや

治療工程を彼らに取り組ませることは難しいが、治療コンセプトを日常的に少しずつ強化させるという簡単なアプローチが効果的であることが証明されつつある。」

「治療手法（認知行動療法）と関連して社会的技能の介入に取り組むべきである。犯罪特有の行為に関して焦点が置かれすぎるなか、犯罪に関連した行為に関しては十分に注目されていない。対象の多くは問題解決、アンガーマネジメント、コミュニケーション能力、自己主張や紛争解決などの分野における社会的技能に特に欠けている。また人間関係と性、チーム作り能力、薬物やアルコールに関する教育、社会人としてのエチケット、法律の理解や息抜きなどに関しても取り扱う必要があると思う（James 他、1998）。他のプログラムと同様、これらの分野も患者の日常環境において一貫して強化されなければならない。」（砂川紀要 26 号,脇田訳）

## 5 まとめと課題

3年を経過した時点で、特に強調したいのは、当事者である利用者に地域移行への意欲がグループとして高まってきたことである。

まるで雰囲気は、医師を目指す全寮制の学生宿舎のようである。この教育を当事者として扱われた経験のない人が、主役となって見ようみまねで演じることによる高揚感こそが、未知の世界への扉を自ら開けようとする意思を後押ししてくれるようである。

教育という名の治療教育による最大の効果は、社会的効果ではなく、ご本人自らへの効果である。そこに「生きがい」（実存感）の感動を伴われているのではないだろうか。

また、地域移行（退所）や就職して去る仲間を、祝福することの連続が、ピア効果やシナジー効果を生みだしているように思われる。

しかしながら、罪を犯したことへの贖罪や、被害者の方への責任という視点をどう、加害者を支援する支援者が、支援方策の中へ取り入れ、被害者意識に配慮するかが今後の大きな課題としてある。

言うまでもないが、振り返り（日常的に、少しずつ強化されるというアプローチ）に被害者の感情を意識した内容を取り入れ、認知行動療法に被害者意識を認知するような課題を盛り込んではいいるが、その被害者による再犯防止の支援とプログラムの評価も含めた効果測定（再犯効果等）に及ぶ課題があるということである。



## ⑥ 香川県知的障害者福祉協会の支援協力協定と多数支援施設の実践

### a. 香川県地域生活定着支援センターに関する香川県知的障害者福祉協会の支援協力協定

香川県地域生活定着支援センター（2010年4月1日設置、高松市）は、高松市の社会福祉法人竜雲学園（知的障害者授産施設竜雲あけぼの学園、香川県高松市）が受託運営している。

香川県地域生活定着支援センター事業について、香川県知的障害者福祉協会は県に協力を約し、協会会員施設が触法障害者の受入協定を締結している。香川県知的障害者福祉協会の入所施設10施設が、香川県地域生活定着支援センターへの事業協力による受入を連名で協定している。

入所施設10施設は受入のルールを定め、順番を原則にして受け入れることとしている。

・地域生活定着支援センターは、触法障害者の扱いはなく、全数高齢者である。人口が少ないことと、高松刑務所は全国3カ所の高齢者を処遇する療護棟設置刑務所所在地という関連があると思われる。

### b. 香川県知的障害者福祉協会の取り組み

香川県は、香川県知的障害者福祉協会（入所がある施設5施設）と地域生活定着支援センターへの事業協力による受入協定をしている。

①受け入れ協定の目的は、香川県地域生活定着支援センターが行う業務に積極的に事業協力するものである

#### ②受け入れ協定の当事者

・香川県知的障害者福祉協会に加盟の施設  
・施設の種類の、入所支援及び生活介護等の機能を備える施設

#### ③受け入れ協定の内容

下記の施設における10施設が該当し、記名順に受け入れる

みどり園、ふじみ園、竜雲学園、白鳥園、高瀬荘、が行う事業施設10施設が対象になっている。

・協定書は、みどり園、ふじみ園、竜雲学園、白鳥園、高瀬荘、の該当10施設の施設長が署名する。

協定は、平成22年3月である。

#### ④受け入れがたい場合

<個別支援計画作成に必要な情報が十分収集できないと

認められる場合>

・観察期間1か月程度を設ける。観察内容は健康状態、性格、ADL、行動特性、社会性、適性等、

・この間は、次順の施設が受け入れる

<満床、感染症等の蔓延、施設の工事等で受け入れがたい場合>

・次順の施設が受け入れる

ア) 受け入れ入所対象者

矯正施設を退所した後の者、知的障害を有する施設入所支援サービスを利用することが適当な者、本人が施設入所を希望する者

イ) 受け入れた施設は、他施設の参考になる処遇の知識

・技術等を、個人情報保護に注意し積極的に情報提供する。

### c. ふじみ園（香川県丸亀市）

香川県ふじみ園（香川県丸亀市）

設置主体：香川県 受託運営(福)香川県社会福祉事業団

#### 【事業内容（新体系移行）】

おおぞら：入所支援60名、生活介護74名、だいち：入所支援50名、就労移行支援12名、就労継続B型30名、生活介護36名、生活訓練12名、福祉ホーム：20名、グループホーム6名、  
短期入所、日中一時支援事業

相談支援センター（坂出市、丸亀市、宇多津町、綾川町における地域療育等支援事業、相談支援事業等の受託）

#### 【受入・支援の特徴】

香川県ふじみ園は、県立事業団運営施設として、重度の知的障害者、自閉症、精神障害、視覚障害の重複障害者、入所者の半数以上が発作を有し医療的ケアを要するてんかんの利用者、高齢者等の支援を行うとともに、刑務所、少年院等の刑事施設の退所退院者、警察の引き受け要請による虞犯や非行の知的障害者を受入れてきた。

人口約99万人の小県では、知的障害者施設における役割として、非行や犯罪に至った者と刑事事件化する前に福祉的に対応した入所者は10名を超え、6名が刑事施設出所者である。最近でも、性犯罪の刑務所出所者について、本人は出身地に帰島したいが、被害者の住む小さな島への帰住は困難であり施設入所している。

ふじみ園では、平成23年4月障害者自立支援法新事業体系に移行した。施設入所+自立訓練（生活訓練）によって、地域生活が見込まれる利用者又は一時的に施設に避難し生活状況を改善させる必要のある利用者、また地

域生活に不安のある障害程度区分2以下の利用者を対象に、一定期間、施設入所で受け入れ地域移行を図る計画である。入所している就労困難な触法障害者も対象にしている。

また、施設入所+就労移行の12名のうち、職場実習参加の数名は、本年度中に地域移行する。こうした計画によって触法障害者への支援の可能性が広がることが期待されている。今後、就労による地域移行のための体制整備としてグループホームの増設を計画している。

### 【考察】

ふじみ園の触法知的障害者支援は、福祉的支援の基本的支援対象者として継続的に受け入れ、且つ県立施設としてその役割を実践してきた。その結果、安定し生活している刑余者が多数を数える。

また、香川県は県内入所施設10カ所は、触法障害者の受入協定を行い、積極的な受入の体制を確立した。

したがって、今後の支援は、地域移行の促進と地域生活支援体制の整備である。

## ⑦ 埼玉県地域生活定着支援センターにおける協会と連携した4圏域システム

埼玉県地域生活定着支援センター  
開設：平成22年5月1日

埼玉県地域生活定着支援センターの体制（基幹センターと3サテライトセンターによる合計4センター）  
基幹センター：（南西部）（社福）親愛会（川越市）（センター長1名、職員1名（兼務））  
県中央部センターらんざん：（社福）埼玉県社会福祉事業団（嵐山町（職員3名（兼務）））  
県北部・秩父センターさやか：（社福）清心会（秩父市）（職員2名（兼務））、  
県東部センターけいわ：（社福）啓和会（久喜市）（職員2名（兼務））

### a. 埼玉方式による埼玉県地域生活定着支援センターの運営と地域システムの特徴

埼玉県は関東平野中西部内であり、東京と東北・上信越交通の要所である。産業は首都圏への穀倉地帯、生活・食品・印刷関連産業、精密機械製造品の集積・供給基地である。埼玉県の人口は、県南部を中心に急増し、現在40市23町1村人口701万人を超える。東京都転入

者が多く副都心化し県民性は薄れ、人口急増と産業構造は変化し、一方山間の秩父地方は伝統的風土を保っている。

①埼玉県には、川越少年刑務所1カ所、拘置支所1カ所、鑑別所1カ所、さいたま保護観察所1カ所、児童自立支援施設1カ所である。都市圏にあるためか人口比は極めて低い設置状況である。

### ②埼玉方式1＝基幹センターと3圏域サテライトセンターによる圏域システム

埼玉県は、地域特性を考慮し、県内4カ所に地域生活定着支援センターを配置し、機能と地域の分担を行い、実施している。基幹センターと3圏域サテライトセンターによる支援体制が埼玉方式といわれる。

基幹センターは、地域生活定着支援センターの3事業である、コーディネイト、フォローアップ、相談支援、その他の事業の研修・啓蒙等の全てを担当し、県センター全体を統括するとともに、圏域地域は南西部を担当している。職員体制は、専任所長と兼務者職員の2名体制である。

他の3センターは、分担圏域の受け入れに関する相談支援、調整を担当する。職員体制は法人業務兼務者2～3名の体制となっている。

地域定着支援センターや保護観察所、矯正施設の基本的窓口は、基幹センターが行い、コーディネイト業務、フォローアップ業務は基幹センターの役割となっている。3圏域センターはサテライト機能を担っている。

センターの運営は、センター会議により行われる。

### ③埼玉方式2＝埼玉県発達障害福祉協会を基盤としたシステム

埼玉地域定着支援センターのシステムは、埼玉県発達障害福祉協会を基盤としたシステムで設計されている。

県内の地域団体の組織力と地域特性に応じた調整や連携のネットワークによる運営を図っている。

4センターは、埼玉県発達障害福祉協会において、触法知的障害者の支援に取り組んできた圏域毎の会員施設により構成されている。

### ④地域生活定着支援センターの利用実績の特徴（22年度）

特徴的なことは、他県センターの依頼が、県内件数を上回っていることである。全件数12名における他県センター依頼8件67%、県内4件34%である。特別調整は保護観察所の依頼5名45.5%、他県センターの依頼6名54.5%、一般調整では、保護観察所の依頼1件である。

急激に人口増加する首都圏にあり、行刑施設が少ないことが原因と考えられる。

## b. 考察

①基幹センターと3圏域センターによる4圏域支援体制を敷き、地域特性に対応できるサテライト方式の仕組みを編成している。

②4圏域のセンターは、埼玉県発達障害福祉協会の知的障害者支援を主たる事業者である会員施設であり、圏域の支援施設の機能と圏域を基盤とした調整機能の施設ネットワークとサポート体制を形成している。

③首都圏と行刑施設の状況が反映され、県外からの依頼が多い。

④ネットワークを支える協働体制

運営推進会議：センター事業の基本的運営事項に係わる県、関係機関、関係団体の会議

ケース会議：対象者の支援を円滑に進めるための支援に係わる関係者のケース会議

合同支援会議：対象者の状況や必要性に応じ支援に関する関係機関等の参加を求め行われる会議

連絡協議会：特別調整に係わる各種行政的手続き等の実務者レベル担当者の運営会議

センター会議：4圏域センターの会議

埼玉県発達障害福祉協会：平成23年度事業計2特別研究事業（重点事業補助金対象事業）④地域生活定着支援センターに関する啓蒙及び研究。埼玉地域定着支援センターのパンフレット発刊予算の補助支援を行っている。

## ⑧ 社会福祉法人高知光の村における非行・触法行為者へのライフサイクルに対応した人生的支援

高知県地域生活定着支援センターは、平成23年6月1日一般社団法人高知県社会福祉士会が受託した。

### a. 高知県 社会福祉法人高知光の村における非行・触法行為者への支援

高知光の村における非行・触法行為者支援について取り上げる特徴と意義は、第一に、知的障害児・者の支援において、生涯教育の視点から、非行・触法行為者を含む教育と福祉の基本的機能として自立支援を行っていることである。第二に、生活と就労により社会的に自立する適応の力を教育的支援において育てていることである。第三に、児童から成人の支援課題に応じて地域を基

盤に地域と結びつき自立支援体制を整備していることである。

高知光の村は、昭和34年高知県土佐市において就職できない中卒者の職業訓練所から始まり、昭和44年養護学校（中・高・専攻科）、授産施設・通勤寮・夫婦寮・更生施設・健康教育施設など生涯教育支援施設として体系化してきた。旧知的障害者通勤施設ときわ寮（定員20名）は、市内11カ所のグループホーム・ケアホーム（市内11カ所）に移行している。施設に隣接し自宅を夫婦で又は共同住宅として新築し地域生活をしている。知的障害者が一般社会の地域にとけこみ、生涯にわたる支え合いの支援による広域福祉論の考えに基づき、東京都江戸川区、千葉県千葉市、兵庫県神戸市、石川県加賀市に、現地の社会福祉法人や学校法人等を展開してきた。

### b. 光の村ときわホーム（旧通勤寮）における知的障害者への支援体制

光の村において、生涯教育の理念もとづく居住と就労の支援体制は、障害者自立支援法への移行経過期間にあって新旧事業が混在している。支援の流れは次のとおりである。

<居住> 児童入所→知的障害者入所更生施設→新CH・GHひかりホーム（旧通勤寮）

<教育・就労等> 光の村養護学校→入所更生施設→就労支援事業所（就労継続B型・就労移行事業）→就職

この支援システムにおいて、旧知的障害者通勤寮ときわ寮は新CH・GHひかりホームに移行した。

### c. 触法行為者の支援の状況

ひかりホームの軽中度触法行為者（重度2事例を含む）の事例について、入所時からの経過と施設支援の対応及び警察・検察の状況を次表に示す。

①児童年齢の時から現在も支援している7事例は、児童施設に入所し、成人になりCHでの生活している者が5名、就労または結婚し法人施設に隣接した自宅や共同住居を構え生活をしている者が3名である。

\*CH=ケアホーム、GH=グループホーム

②非行・犯罪内容では、少年期には全員が金品の窃盗を行っている。就労は高い能力評価と給与を得て、マラソンやトライアスロン大会などで好成績をあげる等の状況にあるが、職場、寮職員、家族、神社仏閣への窃盗が顕著である。また、コンビニ強盗や車上荒らし、神社仏閣の賽銭窃盗、更に夜間の徘徊や無断外出等などがある。

障害の程度と自閉症に関連した問題行動では、バス車中で女子生徒をノコギリで脅かす、幼稚園侵入による幼児接触や、児童を叩く行動などである。アスペルガー男性の場合は、男性同室者がうるさいと女子居室に繰り返し侵入し寝る等の社会性の欠如、スーパーで万引きする等物欲による行動手段の短絡性が顕著である。

③窃盗が常習化していた少年達も、多くは就労自立し落ち着き地域生活をしている。継続して見守りによるフォローアップをしている対象者もあり、賽銭窃盗の再犯も1名みられる。

④7名には、保護処分、受刑者はいない。警察の逮捕歴がある者5件、検察に送致されたが施設で引き受け支援している者3名であるが、また窃盗、虞犯等に対して施設内部で対処し推移しているのが2名である。

ひかりの村は、行動監護上の問題や非行や犯罪などを行う知的障害者について、一貫して教育的対応と環境を整え、生涯教育による自立と地域生活の支援を継続している。

⑤7名の家族環境は、幼児期に母親の失踪や離婚によっていない家庭が3名、父母ともに障害があるか、片親に障害がある家庭の者が3名、兄弟姉妹に障害がある家庭の者3名、である。このような親の養育能力や生育環境に問題があり要保護児童で入所している。非行等の背景には、普通の生活や愛情を受けて育った体験が乏しい等により、基本的人間関係や社会適応の問題、強制猥褻や不特定者への性的逸脱、愛情の障害がみられる。

触法行為者の状況と支援の経過 (光の村たかぎ寮且田施設長提供資料を編集)

性別	療育手帳障害	現在年齢	入所年齢	就労・年齢	支援経過	触法行為の内容	警察	検察	結果	
1	男	A 知的 重度	40代 前半	中卒後	成人～	児童入所 更生入所 通勤寮 CH	1就労先、近隣民家から窃盗を繰り返す 2 自宅付近で車上荒らし 3コンビニ強盗 4 通院先医院で窃盗 5賽銭を窃盗 ※製造作業能力は高く作業時は安定、通勤送迎	○ ○ ○	○ ○	不起訴 不起訴
2	男	A 知的 重度  自閉症	40代 前半	中卒後	成人～	児童入所 更生入所 通勤寮 CH	1バス車中女子高生をノコギリで脅かす 2小学生をバスから引張り降ろそうとする 3幼稚園に侵入し幼児に触る 4小学生を押す、たたく 5無銭飲食 6従業員、弟の金を窃盗 清掃・配達物の分類に有能、通勤送迎 ※兄弟に子ができから他害等の行動化	○ ○		即時釈放
3	男	B1 知的 中度	40代 半ば	中卒後	20代後半 ～事件で 中断し再 開	児童入所 更生入所 通勤寮 CH	1従業員の物品窃盗 2スーパー書店で万引き 3職場で強制猥褻、現行犯逮捕 (示談) 4GHで食品等の窃盗 ※幼児期母失踪、家族も障害あり	○ ○	○	勾留23日
4	男	B1 知的 中度	40代 前半	小卒後	成人～ 検挙され 中止	児童入所 更生入所 CH	1バス代詐欺 (410円を100円で数年間) 2頻繁な無断外出、又深夜遠距離コンビニへ 3自転車・賽銭、衣類の窃盗 4おもちゃのピストルを所持 5寮内で窃盗20万円他多数 ※幼児期母家出、家族も障害疑い。	○ ○	○	検察に引受 書誓約書提出
5	男	B2 知的 軽度 アスペ ルガー	20代 前半	小卒後	成人～	児童入所 更生入所 GH*	1 深夜女性入居者部屋侵入 (発覚3回) 2夜間外出するが行き先不明 3万引き2回逮捕	○		警察嚴重注意
6	女	B2 知的 軽度	40代 半ば	中卒後	成人～ 断続的に 就労	就職 結婚	不特定者を誘惑し不純異性交遊 頻回の無断外出により捜索願度々 盗食、虚言、仮病が絶えない ※父母死去、家族も障害あり			
7	女	B1 知的 中度	30代 後半	中卒後	成人～ 就職	就職	寮内職員、職場職員の金を窃盗 自販機釣り銭の窃盗、 同居人の物品持ち出し ボスので乱暴する			

#### d. 考察—触法行為者への支援のあり方

①ひかりの村では、生育環境上において教育・福祉を必要としている対象児・者として非行・触法行為をした児童も入所させ、成人になった現在も環境を整え自立支援を継続している。多くが不適切な環境で育ったために起こした非行への健全育成、親の養育監護能力が乏しい障害児・者への家庭への補完・代替保護機能は、障害児・者福祉施設の基本的機能である。非行や触法行為のある知的障害児・者へ、あたりまえの生活と人間関係による教育的・社会的養護によって地域における自立生活を支援してきた。ひかりの村理念である生涯教育の福祉支援によって、ライフサイクルに対応した自立と再犯防止の継続的支援が行われている。

②こうした取り組みは、現在も日本の知的障害児・者福祉施設において日常的な支援の課題である。

平成22年度本研究調査によって、知的障害者福祉施設に入所してくる刑余者は、特別支援教育、福祉的支援の履歴がある再入所者である。地域社会でライフサイクルに応じた継続的な支援の重要性が浮き彫りになっている。

ひかりの村の実践は、ライフサイクルに応じた支援の課題に対して、生涯にわたり個々の人生に寄り添ってフォローアップし、地域連携によるモデル的な支援体系を構築してきた。生涯教育支援体系は、ひかりの村の、学校法人、社会福祉法人、有限会社の3法人を設立し、ニーズに応えた総合的支援体制を進化させてきた。

③地域の理解と支援における連携は、知的障害児・者と家族の地域基盤に生涯教育支援体制を築き、知的障害者本人の力を地域で発揮できる働く場や生活の場の形成を図ってきた。地場の企業や産業と共に取り組み、地域の行事やスポーツなどに積極的に地域交流を深めている。知的障害者が地域の住民であり、生産を支える労働人材として、さらに地域の社会資源として互恵の共存共栄を進めてきた。

#### ⑨ 児童自立支援施設国立武蔵野学院における知的障害・発達障害の非行少年への支援

##### a. 児童自立支援施設国立武蔵野学院における発達障害・知的障害の非行少年への支援について

児童福祉法において、非行児童に対する少年法の保護処分施設として、児童養護施設と児童自立支援施設がある。

非行児童の専門児童施設の児童自立支援施設は、明治33年感化法の感化院に始まり、110年余の歴史を重ね、非行児童の支援に関する理論と実践を集積している。児童自立支援施設は都道府県に設置義務があり、国立2施設、都道府県・政令都市の54施設、私立2施設の58施設がある。平成22年定員3,994名に対して入所現員は

約2,000名である。

児童福祉法第44条により、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」と定めている。入所は、一つは、都道府県知事（児童相談所長）が、保護者からの相談や学校・警察署からの通告、家庭裁判所からの送致を受けた児童につき、入所させて指導することが必要と認めた措置の場合、二つは、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分決定による入所措置（約2～3割）である。

近年入所する被虐待体験被虐待11.6%、発達障害11.0%、精神障害2.4%の増加（知的障害は10.7%、21年度）と支援の専門性に新たな課題を抱え模索している。こうしたことから、児童自立支援施設の支援における理論と実践から、発達障害・知的障害の非行少年の支援について、実践的支援の知見と非行支援プログラムに関する実態調査に国立武蔵野学院対象に行うとともに、全国児童自立支援施設協議会「全国児童自立支援施設運営実態調査」（2011）及び「児童自立支援施設の支援の基本（試作版）」（2011）の資料を参考にした。知的障害者施設における支援においても、さまざまな点から参考とするところが多々あり、有効である。

また国立武蔵野学院調査課長奥山隆氏には、本研究グループ研究会議において、「国立武蔵野学院における発達障害・知的障害の非行少年への支援について」の講演と助言を頂いた。

さらに、実践レポート「知的障害・発達障害の非行少年への福祉支援～非行少年の児童自立支援施設における実践と課題～」を寄稿して頂いたので、次の項に掲載する。

知的障害・発達障害の非行少年への福祉支援  
～非行少年の児童自立支援施設における実践と課題～

国立武蔵野学院 奥山 隆

1 児童自立支援施設と国立武蔵野学院について

児童自立支援施設は、「不良行為をなし、あるいはなす虞のある児童、家庭環境その他の環境上の理由による生活指導を要する児童」を児童福祉法に基づいて措置される開放的な児童福祉施設で、全国には58ヶ所（国立2ヶ所、私立2ヶ所、その他は公設公営）あり、全国では2,000名弱の児童が入所している。施設には1ヶ寮8～10名程度の子どもが、擬似家庭的な支援で行う小舎夫婦制寮か、数名の職員が交替で勤務する交替制寮で生活し、職員と起居を共にしながら「暮らし」を通して安心感や安全感を持ち、相互の信頼関係を獲得させながら自己肯定感を持ち自立できるようにと、関係機関と協力した支援を行っている。

明治時代には感化院、昭和に入って教護院、平成10年から児童自立支援施設と名称が変わったが、子どもの非行性を除去するメカニズムは家庭的雰囲気による「育ち直し」という視点で根底に流れるものは同じであるが、子どもの権利や人権が生活の中で保障、発達障害や性的な問題を抱えた子どもの個別支援に重点が置かれるなど、昨今では施設機能や職員の専門性が問われるようになってきたところが多い。

平成21年国立きぬ川学院で、職員による子どもへの体罰事件があり、第三者による専門委員会や両国立職員による検討会等により、施設の理念の見直し、開かれた施設運営のあり方、ケースカンファレンスや研修のあり方など具体的な検証と検討が行われた。

子どもを何とか言うことを聞かせようとする組織や職員意識の問題にメスを入れ、子どもや集団の特性を理解すること、情報を共有し組織的な対応をすること、具体的な行動上の問題への対応マニュアル作りなど進めてきた。特に知的・発達障害を抱えている子どもには、子どもが見ている視点や拘りの理解に基づいた視覚的な指示、構造化した枠組みなどの視点に立った対応が求められるようになった。

児童福祉施設全般で現在取り巻く大きな課題として、性的な問題を抱えた児童（特に同性間の性的問題、年少児童へのいたづら）、発達障害圏の子どもへの対応、愛着障害を抱えた子どもへのケア、強度行動障害圏の子どもへの具体的な対応などがあり、ケアワーカーがその支援に苦慮し心身ともに疲弊している状態もあり、施設等の機能のあり方が問われている。

国立武蔵野学院は主に地方の児童自立支援施設で不適応（施設内暴力、無断外出後の非行等）を起こした子どもが、家庭裁判所の審判で保護処分決定で入所してくる。その中には重大事件の子どもが、地方の施設を経ないで毎年1割以上入所してくる。子どもは入所後オリエンテーション寮に入ってから、暮らしをする普通寮（現在4ヶ寮）に移り、日中は施設内にある分教室で学習し、午後は田畑の作業や環境整備、部活動、レクリエーション（テニス、卓球など）をしている。寮担当者や寮を中心とした仲間の中で濃密な関係性を築き、分教室教員、精神科医、心理職員等のサポートを得ながら暮らしている。殆どの入所する子どもは、家裁の決定としての強制的措置（自傷・他害の虞があり行動の制限が必要、行動を制限できる鍵がかかる部屋への使用が可）を付けて入所している。行動上の問題への対応として、クールダウンし自分を見つめる場として使用している。年間の無断外出は昨年3～4件と激減し、現在では子ども間のトラブルや性的な問題対応等で観察寮を使用している。年間20～30名程度の入所があり、児童相談所、学校、保護者と退所後に向けての調整をし、1年半程度で学院を退所している。

2 国立武蔵野学院における知的障害・発達障害のある児童の支援について

学院に入所する子どもの知能指数は昭和30年代には中程度（IQ50以下）4%、軽度から普通値までの4段階が20%程度であったが、平成21～22年度には中程度の子どもはゼロで、IQ76～95程度域に集中している。以前は知的障害の子どもが家庭環境上の問題もあり、児童養護施設や知的障害児施設で不適応を起こし、行き場のない子どもとして教護院に入所していたが、最近では施設機能分化され、例えば主たる事由が知的障害を抱えた子どもであれば知的障害児施設に入所されるようになり、施設では非行対応の専門性が要求されるようになっている。

厚生労働省による児童福祉施設入所児童調査（児童の心身の状況）によると、「障害あり」の割合が2003年と比較し、2009年は各種施設ともに1.2～1.4倍と増加し、知的障害の割合は8.6%から9.3%に、発達障害の割合は7.5%から19.5%に増加している。その要因として、今まで知的障害の分類にされていたものが、発達障害の枠から子どもを診るような流れになってきたこともあり、診断が容易にされるようになってきた事も考えられる。

学院入所児童についてはその8割程度に被虐待経験があり（全国の児童自立支援施設では6割強程度）、発達障害圏の子どもは4割程度、性的な問題を抱えた子どもは3割程度いて、近年その割合は増加傾向にある。

児童自立支援施設に入所する子どもの特徴として、①被虐待経験の影響による群、②発達障害等精神的な障害を伴

う群、③性非行や放火、薬物など依存関係の群と大きく3分類が考えられる。①は被虐待経験、養育環境の悪さから二次的な障害として万引きや暴力等の非行に至ったもので、関係性が深まり生活が改善することで予後が良いタイプであり、教護院時代からのノウハウで支援ができる分野であったが、②を抱えた子どもへの支援は、職員の気合いや思いだけでは通じず、支援方法を持った関わりが要求され、③を抱えた子どもは、施設内で同じような問題行動は起こすことは少ないが、退所後も支援が必要である。現在の社会的養護のもとで暮らす子どもたちにとって、職員が発達障害や依存型の非行への理解と対応を周知していないことにより不適切な対応に至ったり、二次的な障害として再非行を起こさせてしまったりすることがあり、大きな問題になっている。

職員の子どもへの支援する上で理解しておくこととして、①努力してもすぐには変わらないこと、②子どもを取り巻く環境、家庭、学校、友人関係、③子どもの意志や希望、の3分類でアセスメントを行っておく事が大切である。例えば子どもが暴れた時の対応や収束対応方法を考えておくことではなく、まずは行動上の問題の背景を理解することである。①は長期的な障害や素因として、その子の素因、発達障害、事故や疾病の後遺症などであり、②は過去の環境要因としての心的発達への影響、喪失・外傷体験等と、現在の環境要素として子どもが起こっている要因であり、治療によって変わり得るものである。③は行動上の問題を抱えて関わりがされていく中で、何を次に進めていくか、具体的に動かすときの了解方法や折り合いの付け方である。思春期の難しい子どもへの支援として、①と②のアセスメントを行いながら、生活場面では何を動かすのか、どう了解させていくのかとケアワーカーと子どもとの関係性から特に③の子どもの意志や希望をどう活かすのかが重要なことである。

赤ちゃんが泣いた時には初めは親は理由が分からずに戸惑うが、それが例えば授乳する事で泣き止めば、「お腹がすいていたのかな」と親が了解することができ、赤ちゃんは泣くという未知の感情を自分が「オギャー」→「お腹がすいていたのだ」と既知の感情になったと了解できるようになる。特に発達障害圏の子どもでは、自分の感情を他の子どもと違った、他人の理解できない突飛な行動として表現されることがあり、自分の感情を言語化して伝えるには自分の心を動きや認知の仕方を理解する事が課題で、それを行うには相応の年単位の時間が必要な場合がある。

子どもが暴れたり物を投げるなど行動化して、職員がホールディングしクールダウンをさせることにより、自分の未知の感情を既知の感情にどのように結びつけられるかが重要であり、行動の裏側にある感情の理解や行動上の問題の背景にあるものを把握する必要がある。傾聴、説教や指導などの支援の方法はあるが、その支援方法を選択し実行するのではなく、子どもの未知の感情の一つ（全ての感情を理解しようとはせず）を支援する大人が把握し、子どもと了解事項として共有でき、その後子どもの意志を聴き、どう折り合いを付けるかを念頭に置く事がポイントである。生活の中でのトラブルや感情表現の一つとしての行動化への対応が、その後に子どものスキル獲得に繋がるかという視点で行う事が施設の職員にとって大切な事である。

学院入所児童は個々の自立支援計画表に基づいて支援がなされ、現在9割以上の子どもが指導達成として、家庭復帰、復学、自立援助ホーム等他施設への措置変更、自立就職と言う形で退所している。それでも平成21年度退所児童調査では、過去5年間の退所児童の約23%が警察継続となり、平成18年度～平成21年度予後調査によると、再犯率が6ヶ月では11.5%、1年では16.0%となっている。この予後調査結果の数字は、少年院や刑務所への再入所率と比較すると低い数字になっているが、子どもを取り巻く環境要素や支援体制によって大きく変わる。退所後薦の就職をするが低年齢で現場に出して貰えず、悪友に暴力を振るわれSOSを担当寮長に出してきて再入所となったケース、家庭復帰をするが親との関係が取れずに家出し窃盗や暴力行為に至ったケース、性非行で入所した子どもが被害女児に会ってから中学校に通えなくなったケース等、退所後生活を送っていくことでの生きづらさや困難を抱えている事例が多い。

少年院の教官とは異なり、寮担当職員がアフターケアとして退所後子どもと連絡を取ることができ、退所した子どもが施設に遊びに来たり、親や仕事先でトラブルの相談の連絡があり、施設で一緒に暮らしたことによって親代わりとしての存在や相談者として職員家族と同様に付き合っている場合がある。自立支援とは、一人暮らしができるための具体的な支援だけではなく、退所後困った時に相談できる存在として、子どもが大人との関係を作ることができるように成長することであり、関係構築のでき方がキーとなっている。

児童自立支援施設に入所する子どもの特徴として前に3分類あると述べたが、支援方法として発達障害を抱えた子どもへの対応を念頭におくと、他の被虐待や依存型の非行を抱えた子どもにも有効かと思われる。

発達障害圏の子どもは職員の思いだけでは通じない事が多いため、支援する方は熱くならないことが大原則である。子どもが職員の指示に混乱しないように説明を加えるよりも、「やるしかない」「駄目なことは駄目」のみの指示や、一人の先生が駄目と言ったら他の先生も駄目を徹底するなど、職員間で共有しておく事が必要である。

次に環境の構造化する事が必要である。日常生活の日課がルーティーンである事、頑張る事での評価を具体的に視覚的に分かるような生活モデルにしておくこと、行動上の問題が発生した時には、その後のクールダウンやエスケープの方法を明確化しておくことが必要である。

感情を言語化する難しさや言語の概念の違いが多いため、例えば「痛い」の表現方法についても、聞く側が痛さの度合いや状態を沢山の言語を明示して聞くなどの手法が有効である。



子どもたちは現象、場の雰囲気についての受け止め方が違うことがあり、例えば「先生！何で苛々するの」と子どもが言った時に、別の職員が「あなたが昨日〇〇があったから、一昨日△△があったから先生は叱っているのよ」と通訳や翻訳をするきめ細かな配慮が必要である。

また、子どもが喧嘩して終わってからすぐニコニコしてしまう事があり、自分がトラブルメーカーとの認識がない時には、例えば子ども集団(寮単位とか)で個々の名前を書いた紙に問題行為があった子ども相互の名前を線で結んでおき、線の数が増えることによって、自分の問題の多さに気がつくと言った視覚的な手法も有効である。個々の作業場所を線で明示しておくことや学習だけではなく生活場面でも絵図を活用するなど視覚的アプローチとして有効である。

### 3 児童の入所支援と退所後支援の課題について

次に、学院に入所した子どもへの支援と退所後の支援とその課題について、2ケースを通して述べたい。

#### ○ ケース A (PDD (広汎性発達障害) 児への支援、退所後のネットワーク支援の不備)

- ・ 1 8 1 cm 7 3 kg WISCIII全 IQ 8 1 (言語性 79 動作性 87)
- ・ 実母 中国より帰化 3 歳時離婚 6 歳時再婚  
母子の喧嘩絶えず 養父はすぐ 1 1 0 番通報をするだけ
- ・ 9 歳時離婚 実母にハサミや包丁を向ける  
近隣に住んでいる実父宅に出入り (父を噛んで反発)
- ・ 1 3 歳 家の段ボールを燃やす (母を困らせたかった) 地方児童自立支援施設入所
- ・ 施設内で暴力行為を繰り返す カッターナイフを振り回す 帰省中に母を殴る
- ・ 1 4 歳 職員、他児を頻繁に殴る ひっかく 無断外出を繰り返す
- ・ 1 4 歳 地方児童自立支援施設退所  
情緒障害児短期治療施設入所 教員に大けがを負わず 実母への暴力
- ・ 学院入所 自分のペースで動く 行動はスロー ドラえもんの話には夢中になる
- ・ 普通寮 2 週目での問題  
教室に入った途端に寮長に向かって「てめえ、ぶっ殺してやろうか！」と爆発  
同寮生からラジオ体操をやれてないことを注意をされた事が起因  
攻撃の対象が寮長となる  
→寮長は A をホールディング →A は「てめえから手を出してきた (から暴れているんだ) !」と繰り返す。→1 5 分ホールディング後、A は脱力→「おれやった (俺が先に寮長に手を出した) 」→寮長は手を離す→A は机に戻って学習を始める
- ・ 寮長は A の間違っただけの言葉のみに注目をした。寮長は PDD を抱えた A には説教や理由を正すことをしても通じない事、同じ暴力的な行動は繰り返すものだとして認識していて、冷静になる事に努めた対応をしていた。
- ・ その後の A の成長として、ブルドッグに顔が似ている寮長に向かって、「おっ 武蔵 (たけぞう) !」と自ら寮長を撫でようと関係性を持つとした。
- ・ 何度も同寮生に暴力行為をしては観察寮を利用したが、会いに来た寮長に甘えた恥じらいを示した。退所時には「寂しい」「不安だ」と今後の生活について自らの気持ちを口にする事があった。
- ・ 寮長は寮生活で A が行動上の問題を起こしても、明るく仲良く暮らす事が大切と念頭に置いていて、寮の子ども集団にとっては、それぞれの個性を集団が許容する雰囲気 (例えば「あいつが暴れて自分の方に向かってくるよりは、あいつが自分の事をやってくれればいい」「あいつが別なことをやって問題を起こさなければいい」と言うように、平等ではない事への不満よりも、子ども間で相互の距離感を持つことが行動上の問題に至らず、自らが安定する事になっているという理解が集団の中でできていること) が作られていて、それが A にとっても有効な要因だった。
- ・ 入所以前に地元関係者に強い拒否感を抱いていた実母が、面会や通信を通して寮長に信頼を寄せるようになったことで、A にとってもその関係を見て安心感を抱き、学院生活への安定感に繋がった。
- ・ 寮担当者は、「(A が何度も観察寮を使用して) 他の職員に迷惑をかけているのではないか」、「(A は) 何も変わっていないのではないか」と支援の力量の無さを痛感し、仕事への不全感を持つことがあった。その時には関係者によるカンファレンスを随時持ち、共通理解を図り、責任を一人で抱えない事を共有し、組織的なサポート体制があることが大切にされた。
- ・ A は中学卒業時に学院を退所し、オーストラリアに出国し、親戚宅から高校に通学した。1 年後校内暴力で退学となり、帰国し母子生活の開始になるが、「母は物を投げる。自分より日本語ができないのに (訳の分からない事を言う) 」(A の認知から、言い分には間違っただけなのに) と母に暴力を振るい、母は夜間は車上泊をするようになって

た。帰国後の家庭内暴力について、母子がそれぞれ学院寮担当者に電話をかけ、寮担当者も休日に家庭訪問をして相談に乗っている。Aは現在自ら希望した進学塾に通学し、外での非行行為はなく暮らしている。

・母子は自らそれぞれへの不満を児童相談所CW、区役所家庭児童相談員、市障害者総合支援センター相談員、警察関係者に電話や訪問して不満を訴え、何とか問題解決をしようとしている姿がある。しかし、家庭内暴力への支援について関係者が集まって協議できるネットワークがなく、母子がそれぞれの意向を機関に伝えているだけで、情報の共有がなされておらず、支援の方向性や中心になる支援者が作られていない状況にあり、大きな課題となっている。

○ ケースB（措置変更ケース、地元での支援に限界、現在浮浪状態）

- ・ 4才 離婚 母養育困難 祖父からの体罰
- ・ 小1 授業飛びだし 小4生への暴力
- ・ 小2 学校不適応 ADHD・PDDの診断
- ・ 小5 学校で窃盗事件 児童自立支援施設入所 集団にはなじめず 身体接触が多い
- ・ 中2 器物破損 他児や職員への暴言・暴力  
精神医療センター入院 母の強制引き取りで家庭復帰 母に暴力
- ・ 3学期 対教師暴力 児童相談所一時保護所で対職員暴力  
精神医療センター再入院（拘束衣）反応性愛着障害 鑑別所で終日個室 便器など破壊
- ・ 3月 学院入所 観察寮入寮 個室で暴れる ガラスや管を破壊  
一人で居られず大声を出したり暴れたりして保護室を数度使用する  
普通寮への転寮のための寮長面接を加えるが、個室で落ち着いた状況になれない
- ・ 中3 精神医療センター入院（寮職員の指示に従えず、夜間も落ち着かないため）  
1ヶ月程入院（拘束衣使用）服薬調整を依頼 学院職員による面接
- ・ 学院観察寮復寮 器物破損、暴力など続き保護室も使用  
カンファレンスを繰り返し実施、今後の学院での支援が困難なため、措置解除の方針を出し、児童相談所と協議を繰り返す
- ・ 5月 学院退所 父方祖父引き取り 精神科医院受診 服薬指導  
（協議：警察、児童自立支援施設、中学校、市教委、福祉事務所、本課、民生・児童委員、児童相談所）田中ビネー CA15.2 MA8.0 IQ53
- ・ 6月 下校中にエアガンで小学生を撃つ 警察対応 児童相談所通所
- ・ 7月 児童相談所で暴れ暴力で検挙。家庭復帰後に 前入所児童自立支援施設に自主訪問
- ・ 10月 祖父死去 不登校 18才の姉（高校退学）と生活 生活保護受給
- ・ 11月 小6男児に暴力・傷害 警察署で暴れ児童相談所へ 母はBの養育を拒否
- ・ Bは現在姉との生活をしているが、近隣に住む父方祖母が食事の世話をしてくれるものの、日中は学校に行かず街を徘徊している。児童相談所や以前いた施設に遊びに出たりし、警察沙汰になると「もうしません」と謝罪を繰り返し、地元では医療（入院）、福祉（施設）、司法（少年院）、教育（登校）の限界と手を拱いている。

4 支援における地域のサポート体制とネットワークの課題

上記の2ケースを通して、子どもの心の成長や対人関係のスキル獲得等のインケア（施設支援）は重要であるが、リービングケア（退所準備）からアフターケアへの繋がりが旨くできていない事が大きな課題となっている。特に知的障害や発達障害を抱えた子どもが社会の中で暮らしていく時に、生活をする事、行動上の問題があった時の対応などの福祉的支援を、どのような機関や人がキーになり支援をするのかを明確にすることが必要である。

アフターケアは、入所以前の段階から遅くても入所時において子どもの支援に関わってきた関係者や保護者、子どもを含めて協議を行い、入所中のインケア、退所後の支援のあり方（方針や施設・関係機関の役割分担）や地域におけるサポートシステムの構築などの内容を検討しておく事が必要不可欠である。子どもの支援に必要な強みのアセスメントをして、使える資源を確認しサポートチームで共有する事が必須である。児童相談所、学校、市町村、医療機関、家裁・警察など省庁を跨いだサポート体制の樹立と、ケースの共有化を図るべくネットワーク作りが急務である。

## ⑩ 北海道における触法知的障害者支援とネットワークについて

### a. 北海道における支援の課題と地域特性

#### ①全国エリアの多数行刑施設配置の地域特性

北海道は明治維新後、思想犯・国事犯を含む流刑囚、終身徒刑囚の島地監獄の歴史がある。囚人の自給自足と治安維持、懲役の北海道開発や改善受刑者の地域振興更生安住政策が採られ、現在平成23年日本の刑事施設188施設の内、道内に17カ所、9%がある。

### b. 北海道地域生活定着支援センターの実績と課題

平成21年北海道は北海道地域生活定着支援センターの設置について、関係機関・団体で構成する検討会を設け方針を決定した。平成22年6月公募による委託法人を北海道社会福祉協議会に決定し、札幌（職員4名）と釧路（職員2名）の2センターを設置した。

平成22年6月から23年9月における特別調整は76件あり、道内件数68件89%、道外件数8件11%、この他フォローアップ業務は28件あり、道外は3件である。

#### ①地域生活定着支援センターにおける課題

北海道地域生活定着支援センターは、平成22年6月から23年9月に次の課題を提起している。

#### (ア)事業推進手続きに関する統一システムの確立

・「特別調整選定基準の見直し 福祉的支援を望まない人・馴染まない人、支援途中で拒否や刑務所退所直後に再犯となる人の増加への対応」が必要となっている。刑務所内では作業に参加でき、身辺処理と集団適応が可能であり、自他と共に福祉的支援が必要と思っていない、思われていない状況にある人々のうちに、地域の実生活に戻り自立が困難な状況に陥り再犯する事例が少なくない。平成22年12月全国地域生活定着支援センター協議会調査によると、特別調整379件85%、一般調整60件13%である。

「・手帳所持者・処遇困難者のみが対象として認識され、対象化されない要支援者が漏れの対策を拡大」が必要である。

「・保証人・身元引受人の問題 賃貸住宅入居、入院手術、福祉施設等サービス利用における身元引受人の確保の対応」が必要である。

「・司法から福祉への引き継ぎにおける統一基準の確立」

統一した特別調整協力依頼システムや基本的個人情報提供、入通院医療の協力依頼の配慮ある調整」が必要である。さらに特別調整から漏れ、一般調整の場合や行刑施設、市町村、弁護士からの直の依頼についても準じた対応の具体化が必要である。

#### (イ)受入と個別支援の課題

・「受入施設の確保の課題 受入先にどのように理解を得るか、 本人の地域定着の課題—介護認定されない高齢者の日中活動、依存症の障害者や発達障害者への対応」があげられている。

#### (ウ)「地域支援体制構築の課題

受入施設への集中・押しつけをしない、各地域の行政、相談機関(地域包括支援センター、障がい者相談支援 事業所等)、医療機関、高齢者・障がい者福祉サービス実施機関等による支援ネットワークの構築」が課題となっている。

### c. 特別調整による支援対象者の状況と課題

北海道地域生活定着支援センターの特別調整支援対象者について、示されているデータから触法高齢者・障害者の「地域生活定着支援」の制度的課題が浮き彫りになっている。

#### (ア)取扱件数と全国に跨がる関係調整について

事業開始平成22年6月から23年9月における特別調整は76件である。

平成22年度(23.6.1~23.3.31)特別調整45件(道外4件)

平成23年度(23.4.1~9.30)特別調整31件(道外4件)

矯正施設別では、道外8件の内訳は、高松1件、鳥取2件、和歌山1件、前橋1件、盛岡2件にわたっている。

フォローアップ業務は28件、道内25件、道外3件である。積み上がっていく対象者の対応について、今後は計画的な把握と対策が必要になる。

#### (イ)特別調整における高齢者と障害者の内訳

高齢者の福祉的支援46件(61%)、精神障害者19件(25%)知的障害者10件(13%)、身体障害者6件(8%)である。実態にあった支援施策と体制整備が必要である。高齢者の多さは、一部を除き全国的状況である。地域生活定着支援における特別調整の制度設計について、法務省は、帰住先がない満期出所者であり福祉的支援を要する対象者の推計は1,000人、高齢者800人、障害者200人の推計であった。

#### (ウ)帰住先の多様性

帰住先28件の内訳は、経営主体が多岐にわたる住居である。高齢者は高齢専用賃貸住宅12件(43%)、ホームレス支援サポートシステムホーム4件(14.3%)、アルコール・薬物依存症者回復施設3件(10.7%)、高齢者施設3件(10.7%)、更生保護施設(一時帰住)3件(10.7%)、病院2件(7.1%)、障害者施設1件(3.6%)である。

障害者の帰住先は、アルコール・薬物依存症者回復施設3件(10.7%)、ホームレス支援住居1件(3.6%)、病院1

件 3.6%，更生保護施設 1 件 3.6%，障害者 GH1 件 3.6% である。個々の年齢、疾病、障害特性に応じた配置になっている。こうした帰住先の支援の多様化している。ミスマッチングによる支援の拒否や中断等を防止する効果が期待される。

#### (エ) 支援の終結事由の問題

特別調整 76 件において支援の停止終結は 16 件 21.1% あり、支援拒否 7 件 9.2%、再犯 5 件 6.6% の状況である。福祉的支援につながっても、1/5 が福祉的支援の拒否や効果が得られなかった。問題の検討と対策が必要である。その点では、福祉サイドの福祉＝善、再犯防止と自立の論理について、触法の高齢者・障害者の視点から福祉的支援の実体的検討が必要である。

停止終結の内訳は、①支援拒否 7 件 43.8%、(高齢 6、障害 1)、②再犯 5 件 31.2% (高齢 3、障害 2)、③行方不明 1 件 6.3% (高齢)、④支援業務依頼取り下げ 2 件 12.5% (高齢 1、障害 1) となっている。

刑務所と福祉施設の両者に共通する対応の難問がある。障害の告知と理解・自認や福祉的支援の必要性を自己理解するの困難や否認である。失敗と社会的脱落による自尊感情の低下喪失と社会恐怖による対人関係・社会からの回避や拒否等である。これらのために優柔不断による特別調整の困難や翻意・撤回、調整の時間切れの事態がある。こうした状況で福祉施設に来た場合に、退所の申し込み、無断退所、施設内における不良行為や権利侵害、再犯などのリスクがある。

#### (オ) 予算措置

地域生活定着支援センター(配置職員 4 名)、1 カ所当たり予算措置は 1,700 万円であるが、北海道は 2 カ所、配置職員 6 名の体制により極めて脆弱な財政状況のもとで運営されている。

#### (カ) 特別調整によらない福祉的支援事業所等の受入

特別調整によらない福祉的支援事業所等の受入も多い。こうした対応を適切に評価し、本人の同意が得られない場合及び漏れを含む対策を講じる必要がある。

### d. 北海道における福祉施設等における触法知的障害者支援について

#### (ア) 北海道県知的障がい者福祉協会における取り組みの状況

平成 19 年度厚労省障害保険福祉推進事業北海道知的障がい者福祉協会が実施した「触法行為および、準じる行為のある利用者の福祉サービスの利用実態に関するアンケート調査」(2003 年 8 月)において、矯正施設にいた利用者を受け入れた経験がある施設は、23 施設であり回答数の 8.6%、継続して支援している利用者は 28 名 10.4% である。

本研究小林グループの調査研究における平成 21 年北

海道知的障がい者福祉協会会員施設調査の結果において、北海道知的障がい者福祉協会会員 50 事業所 87 名の支援が報告されている。

上記の平成 19 年度の調査結果との対比において、施設事業数 1.9 倍、支援人数では 3.2 倍になっている。

本研究小林グループの調査研究における平成 22 年日本知的障害者福祉協会会員居住系事業所に限定した調査の結果は、全国 498 事業 221 名(予定者含む)の触法知的障害者に対して、北海道 102 施設 20.4%、支援数 26 名 11.2% である。

北海道知的障がい者福祉協会における取り組みは、支援施設数、支援の人数ともに拡大している。

#### (イ) 北海道県知的障がい者福祉協会

平成 19 年度厚労省障害保健福祉推進事業において、「触法行為および、準じる行為のある利用者の福祉サービスの利用実態に関するアンケート調査」(2003 年 8 月)、「触法行為のある知的障がい者の実態と相談支援のモデル事業の試行に関する研究」(2003 年 8 月)の調査研究を実施している。

これらの二つの調査から、「利用実態」と「相談支援のモデル事業の試行」などが、北海道県知的障がい者福祉協会を主にした取り組みにおける連携の実態と課題・方向性が示されている。

本研究構成者は、松泉学院光増昌久を筆頭に、道内における触法知的障がい者支援において第一線の施設長(研究年の所属)が具体的な事例報告をしている。札幌市障害者相談支援所相談室ぼらりす、つくも園、よしの園、厚田はまなす園、旭川通勤寮、地域生活サポートらいぶ、である。道内における触法知的障がい者支援において先進的に実践している施設である。実践事例報告者の多くの施設長は本研究小林グループの研究協力者やワーキンググループ委員を務め、同メンバーを核とした定期的な事例研究会が開催されている。インフォーマルな継続的活動と、地域定着支援事業における特別調整等のフォーマルな実践的連携ネットワークの両面で機能している。

こうした中で、触法障害者が刑務所等から出所し、直ちに福祉施設や地域の居住・就労につながることの困難や問題に対して、刑務所と現実社会のギャップを埋め、または刑務所受刑以外の補導委託や保護観察による司法福祉の対応として、障害福祉と精神医療が連携したアセスメント機能と適応訓練機能を有する中間訓練施設「トレーニングセンター」構想による実践的な検討や実現への模索などが行われている。この構想は本研究グループが提言する「刑事司法の知的障害者施設における保護観察処分」や「都道府県におけるモデル的支援施設」の設置に関連する。

#### (ウ) 北海道で更生と再犯防止を考える会(代表 長谷川直美)における交流・連携

2005 年設立精神科医、弁護士を中心となり、障害者支